

総社市告示第22号

総社市新型コロナウイルス感染症対応融資支援補助金交付要綱（令和2年総社市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）により定められたものをいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。